

# 令和3年度 障害児通所支援事業所

## 集団指導

---

名古屋市 子ども青少年局  
子育て支援部 子ども福祉課

## ～次第～

1. 基準省令・報酬告示等に関する取扱いについて
2. 身体拘束・虐待に対する体制整備について
3. 定員超過利用減算について
4. 3歳未満児の障害児施設等利用者負担額無償化について
5. 実地指導における主な指摘事項
6. 事業所における緊急時の対応について
7. 変更届(職員の配置について)
8. 障害福祉サービス等情報公表制度について
9. 自己評価結果の公表
10. 新型コロナウイルス感染症への対応について

※本動画にて説明させていただく内容については特にご留意いただきたいものとなっています。

動画以外の項目については資料集を確認してください。

[【資料集掲載ページ】 ウェルネットなごやトップページ > 事業者の方へ > 障害児通所支援事業者指定・登録等 >](#)

[指定・登録等ダウンロード > 8 障害児通所支援事業所集団資料の掲載資料について](#)

# 1. 基準省令・報酬告示等に関する取扱いについて【資料P1～P307】

## 1 個別サポート加算Ⅱについて

加算の算定単位 : 算定要件を満たした要支援児童等が利用した日ごと、当該要支援児童ごと

加算の算定要件 : 連携先機関等と連携して支援を行うこと、通所給付決定保護者の同意を得ること

【参考 : 個別サポート加算(Ⅱ)の取扱いについて(令和3年3月31日付厚労省事務連絡)】

## 2 医療的ケア児に係る報酬の取扱い

【参考 : 医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて(Vol.2)】

## 3 障害福祉サービス経験者配置の経過措置について(令和5年3月31日まで)

## 4 ハラスメント対策について

## 5 感染症や災害への対応力強化(経過措置あり)

## 6 児童発達管理責任者の配置要件等について

## 2. 身体拘束・虐待に対する体制整備について①【資料P308～P388】

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む

### 現行(R3年度まで)

- 従業者への研修実施(努力義務)
- 虐待の防止等のための責任者の設置(努力義務)

### 見直し後(R4年度より)

- 従業者への研修実施(義務化)
- 虐待防止のための責任者の設置(義務化)
- 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置、その検討結果を従業者に周知徹底(義務化)

## 2. 身体拘束・虐待に対する体制整備について②【資料P308～P388】

### ①虐待防止委員会の設置(令和4年度義務化)

- 委員会の設置 : 事業所単位のほか、法人単位でも可能。また、身体拘束適正化委員会と一体的な設置、運営も可能。
- 構成メンバー : 専任の虐待防止担当者、構成員は利用者、その家族、専門的な知見のある外部の第三者等を加える事が望ましい。  
開催に必要な人数については、事業所管理者、虐待防止担当者が参画していれば問わない。
- 開催頻度 : 少なくとも1年に1回は開催。
- 委員会の役割 : 虐待防止のための計画づくり、虐待防止のチェックとモニタリング、虐待発生後の検証と再発防止。
- 従業員への周知: 委員会での検討結果等を従業員へ周知し、再発防止や虐待を未然に防ぐ。

### ②従業員への研修実施(令和4年度義務化)

- 委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修(年に1回以上)を実施。
- 新規採用時には、必ず虐待防止の研修を実施することが重要。
- 研修については、事業所で行う職員研修で差し支えなく、また研修の実施の記録を残す。

### ③「虐待防止のための指針」の整備(令和4年度義務化)

- 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方、職員研修や発生時の対応等に関する基本方針等を入れることが望ましい。

## 2. 身体拘束・虐待に対する体制整備について③【資料P308～P388】

身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件②～④の追加を行う。

### 運営基準

- ①身体拘束等の記録の整備
- ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、その結果について従業者に周知徹底
- ③身体拘束の適正化のための指針の整備
- ④従業者への研修実施

※②～④については令和4年度より義務化（R3年度は努力義務）

### 減算の取扱い

- 運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）
- ただし、②から④については、令和5年4月から適用

## 2. 身体拘束・虐待に対する体制整備について④【資料P308～P388】

障害児（又は他の障害児）の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

### 身体拘束にあたりとされる行為（例）

- 椅子やベッド等に縛り付ける
- 自分の意志で開ける事のできない居室等に隔離する
- 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する 等

### やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- やむを得ず身体拘束を行うときは、組織（委員会や会議等）による決定と個別支援計画への記載
- 本人、家族への十分な説明
- 身体拘束を行った場合には以下を記録
  - ① 様態、時間
  - ② 利用者の心身の状況
  - ③ 緊急やむを得ない理由
  - ④ その他、必要な事項

## 2. 身体拘束・虐待に対する体制整備について⑤【資料P308～P388】

### (1) 記録の整備

- 緊急やむを得ない理由で身体拘束を行った時も記録を残す。
- 現状、身体拘束等を行っていない事業所においても記録様式は整備する。

### (2) 「身体拘束等の適正化の対策を検討する委員会」を設置 (令和4年度義務化)

- 委員会の設置 : 事業所単位のほか、法人単位でも可能。また、虐待防止委員会と一体的な設置、運営も可能。
- 開催頻度 : 少なくとも1年に1回の開催が望ましい。
- 従業員への周知 : 身体拘束等の記録を集計、分析し、事例と分析結果を全従業員へ周知。

### (3) 「身体拘束等の適正化のための指針」の整備 (令和4年度義務化)

- 適正化に関する基本的な考え方、身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針等を盛り込む。

### (4) 身体拘束等の適正化のための研修の実施 (令和4年度義務化)

- 組織的に徹底させていくために、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年に1回以上)を実施。
- 研修については事業所で行う職員研修で差し支えなく、また研修の実施の記録を残す。



### 3. 定員超過利用減算について【資料P389～P395】

以下の(1)又は(2)については、定員超過利用減算を行うこと。

#### (1) 1日当たりの利用実績(利用定員50人以下の場合)

利用定員の100分の150を乗じて得た数を超える利用があった場合

例) 利用定員10人の場合

定員10人 × 1.5 = 15人 ⇒ 1日の障害児の数が16人以上

#### (2) 過去3月間の利用実績(利用定員11人以下の場合)

直近の過去3月間の利用者延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合

例) 利用定員10人、1月の開所日数22日の場合

(10人 + 3) × 22日 × 3月 = 858人 ⇒ 3月延べ障害児数859人以上

◇ 定員を超過して受け入れがあった場合、「障害児通所支援事業所における定員超過利用対象確認シート」を用いて減算の有無を確認すること。

◇ 上記については、減算が適用されるかどうかの基準であり、減算が適用されないからといって定員を超過してよいということではない。

# 4. 3歳未満児の 障害児施設等利用者負担額 無償化について

資料P399

## 3歳未満児の障害児施設等利用者負担額無償化について

本市において、令和4年10月1日から、3歳未満の全ての子どもの発達支援に係る費用について無償化することとします。

本市の支給決定事務において、制度変更に伴い必要な事務処理について、以下のとおりお示ししますのでよろしくお願いたします。

- 1 無償化の対象となるサービス  
3歳児から5歳児にかかる無償化の対象サービスと同様

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 等

※障害児入所支援を行う指定医療機関についても無償化の対象になります。  
※基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も無償化の対象になります。

※措置による場合も無償化の対象になります。

- 2 無償化の対象となる児童  
満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童  
※令和3年4月1日時点で187名（各区・支所において3～11名）

- 3 財政措置  
一般財源により対応することとなります。

- 4 具体的な事務の流れ

### ①本市の事務

- ・子ども福祉課より指定事業者等に対する説明等、制度の周知を行う。
- ・区役所福祉課・支所区民福祉課より無償化対象サービスを利用している3歳未満児の保護者へリーフレットの配布を行う。
- ・受給者証については更新時において、新たな受給者証に、無償化の開始時期及び終了時期を記載する。

※ 令和4年10月1日より前に発行された受給者証を所持している無償化対象児童については、受給者証に利用料無償化の記載がなくても無償化の対象となることを区役所福祉課・支所区民福祉課より保護者へ、子ども福祉課より事業者等へ周知します。

### ②事業者等の事務

- ・リーフレットの配布、ポスターの掲示及び保護者に対する説明等、制度の周知を行う。
- ・受給者証に記載されている生年月日を確認する等により無償化の対象となる児童を把握する。

子ども発達支援係（電話972-2520）

# 5. 実地指導における主な指摘事項【資料P400～P402】

## 実地指導における主な指摘事項

※以下の「基準省令」とは、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)」を指す。

### (1) 児童発達支援(放課後等デイサービス)計画の作成[基準省令第27条]

➡児童発達支援管理責任者は、支援計画の作成にあたっては原案を作成し、原案について会議を開催し、検討の内容を記録すること。支援計画の作成後、モニタリングを行い、少なくとも6月に1回以上、支援計画の見直しを行うこと。支援計画の見直しに当たっては、会議を開催するとともに、見直しの内容について保護者等の同意を得ること。

### (2) 支援提供の記録[基準省令第21条]

➡支援を提供した際は、その都度支援の提供日、内容その他必要な事項を記録すること。また、保護者から支援を提供したことについて確認を得ること。

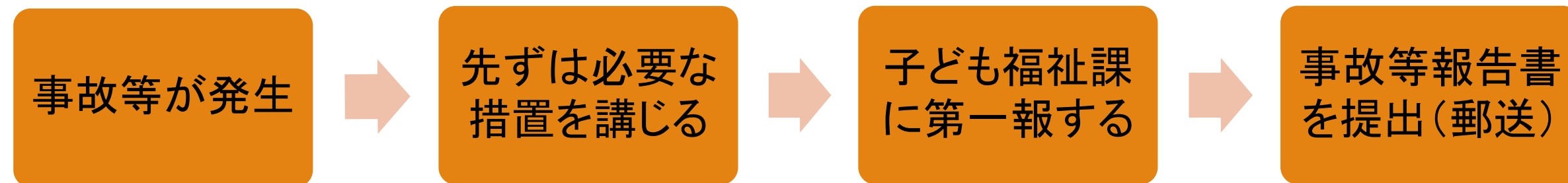
### (3) 定員の遵守[基準省令第39条]

➡利用定員を超えて支援の提供を行ってはならず、定員を遵守すること。

◇その他の主な指摘事項については別紙資料を参照し、今回指摘事項にあげていない事項についても、指定基準を遵守のうえ、適切に事業運営を行うとともに、支援の質の向上に努めてください。

## 6. 事業所における緊急時の対応について【資料P407～P410】

### (1) 事故発生から事故報告までの流れについて



※事故等報告書については、事故等の対応が終結もしくは今後の見通しが出了段階で、子ども福祉課まで提出

### (2) 報告すべき対象事案について

- 事業所(送迎中)において、日常の支援の中で起きた子どもの怪我や事故及び過失
- 事業所内での感染症
- 警察や消防が関与するような事案が発生した時 等

◇事故報告は再発防止のためであり、事業所(又は従業者)を非難するものではありません。

# 7. 変更届（職員の配置について）

## （1）運営規定

- 運営規定については、令和3年度の基準省令解釈通知の改訂により、基準省令第5条において、置くべきとされている員数を満たす範囲において「〇人以上」と記載することも差し支えない。

（例）非重心事業所10名定員の場合

「保育士 又は 児童指導員 2名以上（常勤職員 1名以上）」

- 上記の内容で運営規定を記載し、子ども福祉課へ変更届を提出している場合においては、従業者の職種、員数に変更する度、運営規定を変更し、子ども福祉課へ変更届を提出する必要はない。

※注※変更後も算定している加算の要件をみたしているか、必ず確認すること。

## （2）変更届・・・職員の配置について

- 上記①の届出が出されている事業所においても、児童指導員等の有資格者をあらたに配置する場合は、資格要件を確認する必要があるため、子ども福祉課へ資格証などを提出すること。

◇**実地指導で実務経験等を確認した際に、資格要件を満たさず、人員欠如等で遡及して過誤請求が発生する事を未然に防ぐため、提出してください。**

## 8. 障害福祉サービス等情報公表制度について

- 障害福祉サービス等情報公表については、「障害福祉サービス等情報公表システム」より、詳細情報を公表
- 新規指定事業所については、指定日から1か月以内に報告が必要
- 既存事業所においては、原則1年に1回以上更新が必要であり、令和4年7月31日（特段の指示がない場合は、令和4年4月末時点）までに入力・報告すること。

◇ 未公表の事業所は、早急に入力、報告してください。

## 9. 自己評価結果の公表

- 支援の質の評価及び改善を行うに当たり、従業者または保護者にアンケートを取る。
- アンケートの結果を集約し、結果を評価して、その改善を図る。
- おおむね1年に1回以上、インターネットの利用等により公表する。

◇ 公表については、名古屋市こども発達支援サイト「すてっぷサポート」をご活用ください。

## 10. 新型コロナウイルス感染症への対応について【集団指導資料P417～P420】

### (1) 感染疑い発生時等の対応について

事業所の利用者及び職員について、以下の場合は子ども福祉課へ報告が必要です。

- PCR検査等を受検する場合
- 濃厚接触者となった場合
- 陽性者となった場合

### (2) 運営基準等に関する取扱いについて

報酬、人員基準等について柔軟な取扱いがあります。

- 代替サービスについて
- 自主休業について
- 各種加算の算定について 等

【注意】上記については新型コロナウイルス感染症の感染状況等により随時変更する場合があります。

最新の対応方針や運営基準等に関する取扱いのQ&Aについては『ウェルネットなごや』を確認してください。



# 最後に

動画の閲覧・資料集の確認が完了しましたら、ウェルネットなごやに掲載されているアンケートフォームへ入力をお願いします。

右のQRコードor下記のURLからもアクセス可能です。



アンケートフォームURL: <https://logoform.jp/form/mX9C/83608>

ご視聴ありがとうございました。